

地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、要介護や要支援状態になっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービス体系として、平成 18 年 4 月に創設されました。

住み慣れた自宅や地域での生活の継続を目的としているため、原則として、当該地域密着型サービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限を持ちます。

目 次

○表 紙	P1
○目 次	P2
○人員に関する基準	P3
○設備に関する基準	P6
○運営規定等の掲示について	P7
○運営指導での指摘事項例	P8

○人員に関する基準

共通

職 種	資格要件	配置基準
医師		<p>入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>※サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>〈チェック〉 <input type="checkbox"/>入所者の健康管理、療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか</p>
生活相談員	<p>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士</p>	<p>常勤の者1人以上</p> <p>※サテライト型居住施設の生活相談員については、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えない。</p> <p>※本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に限る。）の生活相談員又は支援相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員を置かないことができる。</p> <p>〈チェック〉 <input type="checkbox"/>常勤の者であるか <input type="checkbox"/>社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか</p>
介護職員又は看護師若しくは准看護師	<p>適切な介護業務を行うために必要な知識を有すること。</p>	<p>介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上 介護職員のうち1人以上は常勤の者 看護職員のうち1人以上は常勤の者</p> <p>※看護職員は入所者数に応じて必要な人数を配置 ※サテライト型居住施設の看護職員については、常勤換</p>

		<p>算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えない。</p> <p>〈チェック〉</p> <p><input type="checkbox"/>介護職員、看護職員の総数は常勤換算方法で入所者数3人に対して1人以上か</p> <p><input type="checkbox"/>介護職員のうち1人以上は常勤か</p> <p><input type="checkbox"/>看護職員のうち1人以上は常勤か</p> <p><input type="checkbox"/>看護職員の数が入所者数に応じた数となっているか</p> <p><input type="checkbox"/>医療・福祉系の資格がない職員は認知症介護基礎研修を受講しているか</p> <p>※令和3年3月末までに配置された職員は3年の経過措置期間あり⇒令和6年3月31日まで</p> <p>※令和3年4月1日以降に配置の職員は1年の猶予期間あり</p>
栄養士又は管理栄養士		<p>1人以上</p> <p>※サテライト型居住施設の栄養士又は管理栄養士については、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）の栄養士又は管理栄養士によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧士の資格を有する者	<p>1人以上</p> <p>※当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>※入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>※サテライト型居住施設の機能訓練指導員については、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に限る。）の機能訓練指導員又は理学療法士若しくは作業療法士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>

介護支援専門員		<p>常勤専従で1人以上</p> <p>※入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができる。</p> <p>※居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められない。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。</p> <p>※サテライト型居住施設の介護支援専門員については、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は病院（指定介護療養型医療施設に限る。）に限る。）の介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
施設長（管理者）	<p>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉施設長資格認定講習課程修了者等</p>	<p>常勤専従で1人</p> <p>※管理上支障がない場合、当該施設の他の職務、同一敷地内の他事業所、サテライト型居住施設の職務との兼務可</p>

ユニット型

時間帯	配置基準
昼間	ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置
夜間、深夜	2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置

※ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置

○設備に関する基準

共通

設 備	設 備 基 準
浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること。
医務室	医療法第1条の5第2項に規定する診療所 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ※サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
廊下幅	1.5メートル以上とすること。 中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならない。

従来型

設 備	設 備 基 準
居室	1の居室の定員は、1人とすること。 ※入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
静養室	介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
洗面設備	居室のある階ごとに設けること。 要介護者が使用するのに適したものとすること。
便所	居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。
食堂及び機能訓練室	それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。 食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 必要な備品を備えること。

ユニット型

設 備	設 備 基 準
居室	<p>1の居室の定員は、1人とすること。</p> <p>※入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</p> <p>1の居室の床面積等は、10.65㎡以上とすること。ただし、必要と認められる2人の場合は、21.3㎡以上とすること。</p> <p>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p>
共同生活室	<p>いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>必要な設備及び備品を備えること。</p>
洗面設備	<p>居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>
便所	<p>居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>

○運営規定等の掲示について

指定基準において、事業所の見やすい場所（玄関等）に、**運営規程、従業員の勤務の体制、重要事項説明書**を掲示しなければならないこととなっており、令和3年度の報酬改定において、閲覧可能なファイル等で据え置くこと等が可能となりました。

どちらかの方法で利用者等が確認できるように整備する必要がありますので、まだ整備していない事業所につきましては早急にご対応ください。

また、すでに掲示等を対応いただいている場合においても、記載内容等に変更があった場合で、差し替えが行われていない場合が多く見受けられます。最新のことを掲示等していただきますようお願いいたします。

併せて、これは基準等に定めのないものですが、登米市ハザードマップについても、事業所内の見やすい場所等への掲示をお願いしております。事業所所在町域分で構いませんので、災害発生時に備えて掲示していただき、また、内容について随時更新されておりますので、最新のことを掲示していただきますようお願いいたします。（登米市ハザードマップは登米市ホームページ内に掲載されております。）

〈登米市ハザードマップ掲載 URL〉

<https://www.city.tome.miyagi.jp/somu-somu/kurashi/anzen/bosai/hazardmap/map.html>

○運営指導での指摘事項例（登米市）

（運営基準）

- ・運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないが行っていない。

基準第157条

- ・トイレの手洗い場がなく、便器後部のタンク流入部分で手洗い可能だが、手を拭くペーパーやごみ箱の設置はない。

居室に戻ってから手を洗うのか、その行程が曖昧である。

基準省令第151条

- ・トイレ床に無造作に洗剤や尿瓶が置かれていた。入所者の安全管理、衛生保持のために整理整頓をされたい。

基準省令第151条

○運営指導等での指定の一部効力停止・取消し処分事例（全国）

（人格尊重義務違反）

- ・夜勤時に入所者1名に対し片手を帯紐でベッド柵に結び付ける不適切な身体拘束を行った。
- ・入所者の胸を着衣の上から触ったこと（性的虐待）、また別の従業員が入所者に対し「お前もくそばあだろうが」「この施設から出ていけばいいのに」と発言したこと（心理的虐待）が認められた。

（虚偽答弁）

- ・不適切な身体拘束を行っていた職員が監査において虚偽の答弁を行った。

（他法令違反）

- ・事業者は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したにも関わらず、通報を怠っており、通報があったのは発見後3か月経過後であった。

（虚偽の申請）

- ・指定申請において介護支援専門員として記載されていたものについて、雇用契約書や施設における勤務実態がなく、また、他に介護支援専門員が配置されていなかった。